



《伴走型小規模事業者支援推進事業》

経営発達支援計画 第2期(平成31年4月～令和6年3月)の5ヶ年計画の申請内容が、平成31年3月15日に承認されました。現在その計画(下記の4つのポイント)に基づいて、5年計画の4年目である令和4年度伴走型支援事業計画の申請書が採択されました。承認された内容について会員の皆様に会報等にてご案内致します。商品開発・販路開拓の支援をご希望される方は、商工会へご連絡ください。

経営発達支援計画

(1)交流人口増加の取り組み(2)ブランド商品開発の取り組み(3)観光メニュー開発の取り組み(4)豪雨災害に伴う復興支援事業

今年度目標

- ①事業計画策定支援 ②セントラルシェブランド認証制度の運用 ③需要動向調査 ④販路開拓のためのバイヤー招待
- ⑤県央事業者 Instagram 開設&レクチャー ⑥ホームページ「ひろしま県央発見王国」の充実 ⑦体験観光ルートの設定

商工貯蓄共済制度が変わります！！



① 5年満期型共済（66歳から70歳限定）の導入

従来の10年満期型（加入年齢：6歳から65歳まで）の商工貯蓄共済に加え、7月から **5年満期型（加入年齢：66歳から70歳まで）貯蓄共済・医療特約を導入いたしました。**

短期モデル		保険金（一口当たり）	
加入年齢時	死亡保険金（一口）	加入限度金額	加入限度口数
65～70歳	25万円	750万円	30口

② 商工貯蓄共済積立金一部払出制度の導入

保障を継続したまま貯蓄積立金の一部引き出しを可能にする **「商工貯蓄共済積立金一部払出制度」**を導入いたしました。

払出限度額	申込時点の積立金額－満期日までの保険料及び手数料
支払限度	1万円単位
対象者	契約成立後、1年を経過していること。 商工貯蓄共済制度融資の利用がないこと。 共済掛金を延滞がないこと。
制限事項	積立額が払出限度額を超えていること。 払出から2年間、積立金を原資とする特典（健康診断等助成金、前納報奨金）の利用不可。

③ 健康診断等助成金対象者の年齢制限廃止及び加入口数の区分変更

従来は健康診断助成金対象者が30歳以上でしたが、**4月から30歳未満を制度の利用対象外とする定めを撤廃いたしました。**
 また、**令和5年4月**から健康診断助成金の加入口数の区分が以下のとおり変更になります。

(旧)	(新)
加入口数3口まで： 5,000円又は健診費用の半額のいずれか低い額	加入口数1口：1,500円又は健診費用の半額のいずれか低い額
	加入口数2口：3,000円又は健診費用の半額のいずれか低い額
	加入口数3口：5,000円又は健診費用の半額のいずれか低い額
加入口数5口まで： 10,000円又は健診費用の半額のいずれか低い額	加入口数4口：7,500円又は健診費用の半額のいずれか低い額
	加入口数5口：10,000円又は健診費用の半額のいずれか低い額
加入口数6口以上： 15,000円又は健診費用の半額のいずれか低い額	加入口数6口以上： 15,000円又は健診費用の半額のいずれか低い額

消費税インボイス制度研修会

受講料無料！！

全業種が対象です

第1回

日時：令和4年9月6日（火）18：30～19：30
 場所：広島県央商工会 北部会館1階会議室
 講師：西条税務署 職員
 定員：15名



第2回

日時：令和4年9月7日（水）18：30～19：30
 場所：広島県央商工会 2階講習会室
 講師：西条税務署 職員
 定員：15名

申込方法：別紙チラシにて、受講者名・電話番号等必要事項をご記入の上お申し込みください。

商工会員親睦パークゴルフ大会

日時：令和4年9月25日（日）
 8：30集合、9：00スタート（小雨決行）
 場所：河内パークゴルフ場
 （082-438-1066）現地集合
 東広島市河内町小田4132-1
 参加対象：広島県央商工会員、家族及びその従業員
 ※参加対象は小学生以上となります。
 参加費：1人 1,500円（ゲーム代、賞品他費用）
 申込み：令和4年9月2日（金）別紙申込用紙にご記入されFAXにて申込みをお願い致します。
 FAX：広島県央商工会 082-437-0250



Instagram活用セミナー

広島県央商工会では、県央地域の各事業者がSNSを活用し集客や売上向上に繋げていただけるよう、開設から運用開始までのサポートを行います。

日時：第1回 令和4年9月27日（火）18：00～19：00
 第2回 令和4年9月28日（水）18：00～19：00
 場所：第1回 広島県央商工会 北部会館1階会議室
 第2回 広島県央商工会 2階講習会室

講師：ハーストーリィプラス
 定員：10名
 内容：売上向上に向けたInstagramの活用方法
 参加費：無料
 申込方法：別紙チラシにて、受講者名・電話番号等必要事項をご記入の上お申し込みください。

問い合わせ先 広島県央商工会
 TEL:082-437-0180 FAX:082-437-0250

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金

アフターコロナを見据え、新事業展開（デジタル化を含む）などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む「経営革新計画」を新たに作成し、承認を受けた事業者に対して経費の一部を補助します。

I. 補助対象者

次の①から②までの事項全てに該当すること。

- 令和4年3月から令和4年11月の間に、新たに広島県の経営革新計画の承認（変更承認は除く）を受けていること。 **経営革新計画の承認を受けていない方は、補助金を申請できません。** ※第3回公募については、令和4年10月申請中の経営革新計画も本補助事業の申請対象となります。
- 広島県内の中小企業者であること。法人は、登記上の本店所在地が広島県内であること。個人事業主は、広島県内に住民登録を行っていること。

II. 補助申請期間

第3回公募：令和4年9月1日（木）～令和4年10月31日（月）【必着】（補助対象期間：交付決定の日～令和5年1月31日（火））

※第3回公募については、令和4年10月申請中の経営革新計画も本補助事業の申請対象とし、交付決定は、経営革新計画の承認書の写しを確認後、交付決定します。

III. 補助率等

①**補助率：**補助対象経費（税抜）の3分の2以内 ※円未満の端数は切り捨て ②**補助金額：**1者につき**上限100万円**

IV. 補助対象事業：次の1から3までの事項全てに該当すること。

- 経営革新計画に記載している新事業展開（デジタル化を含む）や、人材育成、販路開拓などの経営革新に取り組む事業であること。
- 機械装置及び車両の導入は「広島県内」において行うこと。
- 国、広島県又はその他の地方公共団体の補助金（上乗せを除く）において、重複して交付決定を受けていないこと。

V. 補助対象経費（経費区分）

①機械装置等購入費②車両購入費③広報費④展示会等出展費⑤専門家謝金⑥専門家旅費⑦①～⑥に関わらず事業遂行のために必要な経費

VI. 提出書類

①交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第1号別紙1・2）

③経営革新計画に係る承認申請書の写し

（令和4年3月から令和4年11月までに承認されたもの） ※令和4年10月申請中の経営革新計画は申請中のものを提出すること。

④経営革新計画の承認書の写し ※令和4年10月申請中の経営革新計画は承認後、速やかに承認書の写しを提出すること。

⑤交付申請額の算定の根拠となる見積書等の写し（単価50万円（税抜）以上の機械装置及び車両の購入は、2社以上の相見積の写し）

VII. 提出先

前述の提出書類1から5までを1セットとし左上をクリップ止めしたものを2部（原本1部、写し1）下記宛に提出してください。

〒730-0011 広島市中区基町5番4号 広島商工会議所ビル6階 広島県中小企業団体中央会 アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金窓口 宛

VIII. 問い合わせ先

広島県中小企業団体中央会 総務部 TEL：082-228-0926 FAX：082-228-0925

日本公庫ダイレクトのご案内

日本公庫ダイレクトは、日本政策金融公庫がインターネットで提供するサービスを無料でご利用いただける会員専用サイトです。

○利用可能な主なサービス **会員登録無料！！**

どなたでもご利用いただけるサービス

インターネット借入申込	「事業資金」や「教育ローン」の借入申込がオンラインで完結できます。
融資に関するお問合わせ	事業資金の融資制度や、借入申込方法に関するご相談やお問合わせの手続きが簡単にできます。
予約相談	事業資金・教育資金の申し込みやご返済について、支店への来店相談やオンライン相談の予約が出来ます。
メール配信	日本公庫からの各種おすすめ情報を受け取ることができます。
セミナー開催確認参加申込	日本公庫のホームページに掲載されているセミナーのうち、会員登録時の住所地で開催されるもの等が簡単に確認できます。日本公庫がホームページ上で参加の申込を受け付けしているセミナーへの申し込み手続きが簡単にできます。

お取引先様専用サービス

各種証明書のオンライン発行	ご融資金残高証明書などの各種証明書を、オンラインですぐに入手できます。
お取引状況の確認	ご融資金額やご融資金残高のお取引状況をオンラインですぐに確認できます。

《二次元コード》



《日本公庫HP》
<https://www.jfc.go.jp/>

日本公庫ダイレクトの利用方法

- STEP1: 左記の二次元バーコードもしくは、ホームページへアクセス
- STEP2: 会員規約同意のうえ、「新規会員登録へ」をクリック
- STEP3: 必要事項を入力して確認の上「送信する」をクリック
- STEP4: 日本公庫ダイレクトから届くメールに記載されているURLにアクセスし、お客様情報やログインパスワードを登録し、利用を開始

令和4年度65歳超雇用推進助成金のご案内

I 65歳超継続雇用促進コース

令和4年4月1日以降に、下記の4種類の項目いずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

【支給額】 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下記の金額を支給します。

【A. 65歳以上への定年の引上、B. 定年の定め廃止】15万円～160万円

【C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

15万円～100万円

【D. 他社による継続雇用制度の導入※】10万円～15万円（経費の1/2助成）

II 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。

※支給対象経費は、A. 雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費、B. 雇用管理制度の整備等に係る措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
生産性要件を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

※ 初回に限り50万円とみなし、2回目以降の申請は、①と②を合わせて50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とします

III 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

【支給額】 中小企業 48万円（60万円）、中小企業以外 38万円（48万円）

※ 1 支給申請年度1適用事業所あたり10人までとします。

※ 2 <>内は生産性要件を満たした事業主に適用される金額です。生産性要件の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

助成金の支給要件や手続き等の詳細については、**高齢・障害・求職者支援機構**にご確認いただくか、**機構ホームページ**をご参照ください。

ホームページ：<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>

問合せ：高齢・障害・求職者支援機構 TEL:082-545-7150

〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内

<夏期休館日のお知らせ>

夏期休館日は、8月15日（月）です。商工会に御用のある方は、事前の相談または休館日以降の相談となりますので、ご了承ください。

マル経融資金利の改定について

マル経金利は、下記の通り改定されましたので通知いたします。

改定前 1.22% ⇒ 改定後 1.21%

適用年月日：令和4年8月1日（月）

次回会報発行予定 10月初旬